

鎌倉市監査委員公表第5号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果報告を公表します。

令和5年(2023年)3月28日

鎌倉市監査委員 八木 隆太郎
同 岡田 和則

1 監査の種類

定期監査（財務監査）

2 監査の対象

(1) Aグループ

都市整備部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び消防本部

(2) Bグループ

歴史まちづくり推進担当、環境部及び教育文化財部

3 監査の結果

おおむね良好に執行されているものと認められた。

引き続き、事務決裁規程、財務事務方針及び各種マニュアル類に照らし、今回注意に該当した案件の原因を究明し、部内で共有することを通じて、今後の事務執行に活かされることを求める。

主な分類別の注意の件数は以下のとおりであった。

- (1) 起案文の作成に伴う内容説明が不十分、添付書類に不備など…………… 80件
- (2) 起案の決裁後処理に係る添付漏れや手続きの不備など……………215件
- (3) 契約書類の不備（文言、訂正の方法、仕様書添付や記載ミスなど）…………… 62件
- (4) 契約後の提出書類の不受理や不備など…………… 36件
- (5) 支出命令や精算処理に伴う提出書類の不備や不受理など…………… 25件
- (6) その他案件、出張申請の誤り、実査の指摘など…………… 9件

4 監査委員の意見

本市では、業務の委託契約等において、一括再委託は明確にこれを禁止する条文を規定しているものの、特殊な専門性を要するなど受託者が自己で実施できない部分についての再委託を認めている。しかしながら、再委託の定義や責任の所在を明確にすることを規定した庁内事務のルールが明文化されていない。この点の是正が必要であると考えます。

また、各部局での出張申請の内容を見ると、基本的な項目の入力ミスや出張ルートを選択誤り、旅費計算の間違い（通勤定期との重複区間を除くこと）などの誤りが多く見受けられました。平成26年1月に作成された「庶務事務システム導入に伴う運用マニュアル」及び平成28年11月に作成された「庶務事務システムによる出張申請のやり方」の、最新の事務処理の実状や料金体系の改定に合わせた見直しの必要を認める。さらに、マニュアル見直しについて全庁的に周知を図るとともに、チェックすべき管理職に対する研修の充実を求める。

5 監査の実施方法

(1) 監査の根拠

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに鎌倉市監査基準に準拠した。

(2) 監査の実施期間

令和 4 年（2022 年）4 月 1 日（金）から令和 5 年（2023 年）3 月 22 日（水）まで

(3) 監査を実施した委員

八木 隆太郎

岡田 和則

(4) 監査の調査範囲

令和 3 年度の財務に関する事務

(5) 監査の主な着眼点

ア 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

イ 事務の執行は法令等に従い適正に行われているか。

(6) 監査の実施内容

監査に当たっては、監査等資料を基に関係書類の提出を受け、関係者からの説明を聴取するとともに、関係書類の調査を実施し、必要に応じ現地調査を行った。